

大月法人会だより

かつら川

No.165



▲猿橋と仮装大会（大正から昭和初期頃：大月市郷土資料館提供）

▼秋の猿橋

主な目次

新年のご挨拶	2
平成28年度納税表彰	4
正副会長会・理事会	5
第33回法人会全国大会（長崎大会）	5
支部活動報告	6
青年部会活動報告	7
女性部会活動報告	10
平成29年の県内経済の展望	16
大月税務署からのお知らせ	17
e-Tax推進協議会からのお知らせ	19
平成29年度税制改正提言（全法連）	20
迎春（役員顔写真）	26
第35回神社めぐり（八王子神社）	29
健康情報（シェイプアップ）	30
第32回高校生の税に関する標語（優秀作品）	32



消費税期限内納付

法人会一声運動



平成29年 1月1日 発行

（国税庁e-Taxキャラクター イータ君）大月法人会はe-Taxを推進しています。

新年のご挨拶

公益社団法人 大月法人会

会 長 細谷 憲二



新年おめでとうございます。平成二十九年の年頭にあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は法人会の運営につきまして、会員及び役員の皆様方、並びに税務当局を始めとした関係各位の深いご理解とご協力を賜り、大変ありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

昨年は六月に安倍総理が消費税を十％に引き上げる時期を二年半延期表明。「消費税率引き上げ時期の変更に伴う税制上の措置」は、年度改正における税制改正大綱に相当するものとなり、十二月には、配偶者控除の見直し等を盛り込んだ「平成二十九年税制改正大綱」が決定しました。税のオピニオンリーダーである法人会としても、税務当局との連携をより一層深め、税制改正で変更された主要改正事項に係る留意点等の説明機会を積極的に設け、税務知識の普及及び納税意識の高揚を図り、公正な納税と円滑な税務行政に寄与していく所存でございます。

ところで、昨年の法人会事業活動では、女性部会・青年部会主催の小学生の税金教室及び税金絵画コンクール、福祉施設慰問活動、高校生の税に関する標語募集、少年野球大会及び親子税金クイズ、年末チャリティー収益金の社会福祉協議会への寄付等は公益事業の柱として、税知識の普及と併せ地域社会の皆様方にもお役に立てたことと思います。また税務署共催事業の決算法人及び新設法人、並びに年末調整説明会の開催や全国大会、全国青年の集い、女性フォーラム等の全法連及び県連の事業においても多数のご参加を頂きました。そして各支部においては、税務研修会、講演会、野球教室等開催や会員増強への取組等を頂き、役員の皆様には心より感謝申し上げます。年が明け、一月のトランプ新大統領就任に世界が注目しています。安倍総理のトランプ氏の当選確定から、わずか八日での直接会談が、日米首脳の信頼の礎となるのでしょうか。新大統領には現実的な判断を期待すると共に日米間の良好な関係を持続、発展させて欲しいと願っています。結びに、新年が明るく、輝かしい年となることを切望すると共に、会員皆様方の事業の益々のご繁栄を心から祈念致しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年の御挨拶

大月税務署

署 長 松代 孝廣



平成二十九年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

旧年中は、細谷憲二会長をはじめ、公益社団法人大月法人会の会員の皆様方には、税務行政の運営につきまして、多大なる御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

法人会活動におかれましては、組織の基盤となる会員の増強運動、税知識の普及、納税意識の高揚、税制に関する意見の提言など税に関する活動、また、地域社会への社会貢献活動など、地域に根ざした幅広い事業活動を展開されました。

会員の皆様方には、各種の事業を展開される御努力に対しまして、心から敬意を表する次第であります。

さて、税務行政を取り巻く環境は目まぐるしく変化しております。この環境の変化に柔軟に対応し、納税者の皆様の御理解と御協力の下、「適正・公平な賦課・徴収の実現」に向けて、より質の高い行政と納税環境の整備を進めていくことが重要

であると考えております。その一環といたしまして、昨年はマイナンバー制度が施行され、いよいよ本年からは本格的な運用が始まります。皆様方からご提出いただく給与支払報告書や法定調書にはマイナンバーの記入が必要となり、また、間もなく始まる平成二十八年分の所得税・消費税・贈与税の確定申告にもマイナンバーの記入が求められます。

毎年、医療費控除等の還付申告などをされる従業員の方々に、是非、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナー及びe-Taxの積極的な利用を御声掛けいただきますようお願い申し上げます。

但し、本年はe-Taxに加えまして、従業員の方々にマイナンバー制度のご周知を御願いたします。本制度の円滑な導入、着実な定着に向けて、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、e-Taxの普及・定着に関しましては、日頃から御尽力いただいておりますが、ダイレクト納付、納税証明書のオンライン請求につきましても、是非ご利用いただけますよう、重ねてお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人大月法人会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

青年部会

部会長 小佐野昇一



新年明けましておめでとうございます。平成二十九年の年頭にあたり、謹んで新春のお慶びを申し上げます。旧年中は、青年部会員の皆様はもとより、税務当局、本会、女性部会、関係団体の皆様には、青年部会の活動に対し深甚なるご理解とご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本経済にも徐々にではありますが明るい兆しも見えつつあります。平成三十二年には世界中の注目を集める東京オリンピックを控え、外国からのお客様をお迎えする準備も着々と進められています。オリンピックの経済効果の話題やインフラ整備に伴う税金の使い道等、税に対する関心が益々高まっているところです。

そんな中、青年部会のメイン事業であります「高校生の税に関する標語」募集も今年で三十三回を数え、富士吉田支部の担当で実施致します。昨年は学校統廃合により大月・都留支部合同で担当する形となり、県立都留高等学校・都留興譲館高等学校

の二校にご協力をいただき、千四百七十五点もの応募があり、審査の結果、大月税務署長賞・大月市長賞・都留市長賞外、合計三十二点の優秀作品者を表彰致しました。作品は大月税務署・金融機関・駅などに掲示することで、税の啓蒙活動と法人会の周知活動の一環としています。

本年も「高校生の税に関する標語」は、富士吉田支部を主体に活動を継続していくとともに、社会貢献事業となる第十六回少年野球大会・税金クイズの開催や環富士山交流会にも力を注いでまいります。また十一月九日・十日には二千有余名の青年部会員が集う「全国青年の集い高知大会」が高知県高知市で開催されます。幅広い部会員との情報交換並びに親睦を深める絶好の機会にしたいと考えていますので、例年同様多くの参加をお願い致します。併せまして、税務当局のご理解とご協力をお願いする中で、各種の税務研修会、勉強会、「e-Tax」や「ダイレクト納付」の拡大を図っていくと同時に、部会員の加入増強にも力を入れてまいります。

結びに、本年の皆様方のご健勝とご事業のご発展を祈念し、旧年同様変わらぬご支援、ご協力を心よりお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

女性部会

部会長 志村美貴代



新年おめでとうございます。謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は部会員を始め、税務当局、本会、青年部会等関係の皆様方には事業活動へのご支援、ご協力を賜り感謝とお礼を申し上げます。

昨年は平成三十年四月に開催予定の「全国女性フォーラム山梨大会」の準備委員会が本格始動。大月法人会では、今年四月の鹿児島大会での次回開催地PRを企画担当。「武田節」と「甲州ヨツチャバレ踊り」の披露を決定し、その準備や練習に励んで参りました。大会参加は、県女連協総勢五十名を予定し、内十八名が大月法人会の動員割当です。どうぞご協力をお願い致します。

昨年の女性部会事業では、第十八回「税金絵画コンクール」及び「税金教室」を猿橋小学校に於いて開催。税に関する意識が強く感じられる力作揃いでした。一方の県連事業である「税の絵はがきコンクール」には、西桂小学校及び禾生第一小学校から

多数応募を頂きました。十二回、十三回目となる、施設慰問活動では、都留市内の「よこぶき荘」、富士吉田市内の「芙蓉荘」を訪問し、入所者の皆様と楽しい一時を過ごしました。コーラス部は、恒例の「郡内お母さんコーラス大会」に出場し、日頃の練習の成果を発揮。この大会を以て佐々木先生に代わり渡辺先生にご指導を頂くことになりました。佐々木先生には長年ありがとうございました。同じく恒例の青年部会との合同事業の年末チャリティーでは、収益金を地元社会福祉協議会へ寄付し、僅かながら地域の福祉に役立つことができたと思います。

男女共同参画社会基本法が制定され、これからの日本を女性が積極的に担っていくことが期待されている状況において、小池東京都知事の誕生とその活躍振りは大変な励みとなりました。私自身もノーベル賞を受賞された大村智先生の人生訓にあります「一期一会」の精神を忘れることなく、法人会の基本理念及び目的に則り、女性の視点に立った各種事業活動に積極的に参加し、その役割を果たして参る所存でございます。

結びに皆様方のご健勝並びに事業のご発展を祈念し、昨年と同様変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

平成二十八年 納税表彰

平成二十八年十一月十七日(木)、ハ
イランドリゾートホテル&スパに於
いて、大月税務署主催による納税表
彰式が挙行され、税務行政全般に尽
力され、功労のあつた方々に表彰状
並びに感謝状が贈呈されました。

大月法人会から受彰された方々を
以下ご紹介致します。受彰者の皆様
おめでとうございます。

署長表彰

常任理事・女性部会上野原支部長

(株)田村組 田村 夏子様

署長感謝状

理事・青年部会顧問

(株)吉野土建 吉野 保美様

理事・青年部会忍野山中湖支部長

三浦化成工業(株) 三浦 信様

理事・大月副支部長

濱野屋ティートラスト(有)

天野 太文様

理事相当・女性部会河口湖支部長

(有)山岸旅館 外川 桂子様

関係民間団体長会会長感謝状

理事相当・青年部会都留支部長

山英建設(株) 小松 英一様

理事相当・青年部会富士吉田支部長

伊東商店(株) 伊東 貴也様



濱野屋ティートラスト(有)
天野 太文様



三浦化成工業(株)
三浦 信様



(株)吉野土建
吉野 保美様



(株)田村組
田村 夏子様

理事相当・青年部会河口湖支部長
登り坂石油(株) 渡邊 良孝様
理事相当・女性部会上野原支部会計
市川リース(株) 市川 公子様
女性部会幹事
(有)神戸電工 小林登喜子様
理事相当・女性部会富士吉田支部長
(株)山梨重機 横打香代子様

国税庁長官表彰

申告納税制度の普及発展に務め、
納税思想の向上に顕著な功績があつ
た人々に贈られる「二〇一六年度財
務大臣、国税庁長官納税表彰」が十
月二十五日(火)、東京都港区の三田共
用会議所に於いて開催され、当会副
会長の外川凱昭氏が国税庁長官表彰
を受彰されました。

外川副会長おめでとうございます。



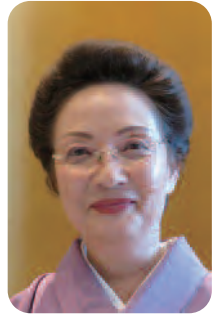
登り坂石油(株)
渡邊 良孝様



伊東商店(株)
伊東 貴也様



山英建設(株)
小松 英一様



(有)山岸旅館
外川 桂子様



(有)山岸旅館
外川 凱昭様



(株)山梨重機
横打香代子様



(有)神戸電工
小林登喜子様



市川リース(株)
市川 公子様

正副会長会 第二回理事会

平成二十八年十月十八日(火)、午前
十時・十一時より大月法人会館に於
いて開催。審議事項については、全
項原案通り承認されました。

審議事項

- 一、平成二十八年度上期活動報告
及び代表理事・業務執行理事の
職務執行状況報告、並びに平成
二十八年度上期会計報告の件
- 二、平成二十九年新春講演会・賀詞
交歓会開催の件
- 三、関係民間団体長会会長感謝状受
彰者推薦の件
- 四、インターネットセミナーの件
- 五、関係民間団体共催事業の件



報告事項

- 一、今後の主要事業の件
- 二、会員状況及び会員増強の件
- 三、福利厚生制度推進の件
- 四、その他

- ① 全国青年の集い参加報告の件
- ② 法人会アンケート調査システム
新規登録協力依頼の件
- ③ 河口湖東西支部研修会・特別講
演会への参加者募集の件
- ④ 会費未納先への対応の件
- ⑤ 大月税務署管内関係民間団体紹
介パンフレットの件

第三十三回法人会全国大会

平成二十八年十月二十日(木)、長崎
ブリックホールで開催され、当会よ
り細谷会長以下計十名、全国より約
千八百名が参加しました。

第一部では「地方が生き残るため
に」長崎その歴史その魅力その未来
と題し、グラバー園名誉園長で
長崎総合科学大学教授のブライア
ン・パークガフ二氏による記念講演
が開催されました。

第二部式典では、主催者である池
田弘一全法連会長挨拶があり、多数
のご来賓の中から迫田国税庁長官、
中村長崎県知事、田上長崎市長の祝
辞を賜り、会員増強、研修参加率向
上、福利厚生制度推進等の表彰と税

制改正提言及び青年部会による租税
教育活動の報告があり、最後に全国
の会員企業の創意として、平成二十
九年度税制改正提言の実現を強く求
める大会宣言が為されました。

二十九年度税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指
し、歳出・歳入の一体的改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率
化で、持続可能な社会保障制度の
確立を！
- 中小企業的重要性を認識し、活性
化に資する税制措置の拡充を！
- 中小企業にとって事業承継は重要
な課題。本格的な事業承継税制の
創設を！



今大会は遠方のため、大会前日に
長崎入りし、雲仙温泉の硫黄泉に浸
かり長旅の疲れを癒しました。大会
当日午前中は、グラバー園・大浦天
主堂を散策。大会終了後は佐賀県嬉
野温泉まで足をのびし、「日本三大
美肌の湯」に女性陣は持ち前の美肌
にさらに磨きがかかったようでした。
三日目最終日はハウステンボス
を散策。長崎、佐賀の名湯と名所・
旧跡・グルメを満喫した楽しい大会
でした。次回は平成二十九年十月五
日(木)福井大会です。

支部活動報告

上野原支部総会及び
税務研修会

残暑厳しい八月二十六日(金)、午後四時から開催。出席総数二十名、税務署より斉藤統括官、中山上席官に出席を頂き、議案全てが承認可決されました。議事では二十七年次事業報告及び会計報告がなされ、二十八年次事業計画では、会員加入勧奨活動を推進し正会員・賛助会員の増強を図っていく事の賛同を得ました。

議事終了後には、斉藤統括官より着任後初めて当支部でのご挨拶を頂きました。続いて中山上席官より「改正税法について」と題してご講和を頂いた後、保険会社様より保険の説明があり、小笠原専務からも福



利厚生制度の推進があつて、法人会の活動に対する多大な助成金の収入があるとの補足説明がありました。

部屋を移して意見交換会を開催。

新名副会長の挨拶、中山上席官の乾杯の発生により始まり、和やかな雰囲気にて歓談し楽しい時間を過ごしました。女性部会田村支部長の閉会のことばで意見交換会を閉会。出席頂きました皆様にはお疲れ様でした。

上野原支部長 山口 照義

都留支部税務研修会
合同役員会

九月二十七日(火)、山一会館に於いて、本会・青年部会・女性部会合同による支部税務研修会及び支部合同役員会を開催。総勢二十六名が出席。大月税務署より斉藤統括官と中山上



席官、福利厚生制度元請会社からも計四名のご出席を賜りました。

税務研修会では、中山上席官より改正税法について解説頂きました。

合同役員会では、二十七年次支部会計報告、会員増強、三支部合同セミナー開催計画、関係民間団体共催事業への協力、法人会福利厚生制度の推進、青年部会及び女性部会からの報告等について協議しました。

意見交換会では、税務署統括官・上席官との意見交換並びに会員相互の情報交換がなされ一層の親睦を深めることができました。

少年野球教室

十月二十二日(土)、山中湖中学校グラウンドにおいて開催。南都留の少年野球三チームの選手と指導者、保護者の約百名が参加しました。

今回は往年の名選手「青い稲妻」と言われた元読売ジャイアンツ、現在は野球解説者の松本匡史氏を講師に迎えました。さすが現役時代二回の盗塁王と三回のゴールデングラブ賞を獲得していることから、走塁・守備・打撃全ての面で熱血指導をして頂きました。参加された選手とその保護者、並びにチーム指導者一同からは、貴重な経験ができ今後の技



術改善に役立つものと大変喜ばれ感謝されました。

山中湖支部長 高村 朝彦

河口湖東西支部主催
税務研修会及び特別講演会

万山錦繡の候、富士山の朝焼け、河口湖と紅葉はまさに絶景の中、富士レークホテルに於いて十月二十四日(月)開催致しました。

第一部の税務研修会では、大月税務署法人課税第一部門上席官の中山淳氏より「改正税法」について法人税率・減価償却方法・マイナンバーなどの改正事項を分かり易く説明して頂きました。

第二部の特別講演会では、「商売は健康が一番！経営者と従業員のストレス対処法」と題して、雑誌・テレビに多数出演中の薬剤師・栄養学



博士の宇多川久美子氏に講演頂きました。氏は、食事と運動で健康な体を作り、薬を薦めない薬剤師として活動していらつしやいます。「歩いてふくらはぎを使うことで全身の血流を促すこと」が健康とストレス回避・認知症の予防改善・心の健康に効果があるとして、その場で出来る体操の指導もして頂きました。健康に対する再認識がされている昨今、約一時間の講演に興味深く聞いて頂き実りある講演でした。

来年度も更に皆様に喜ばれる研修会にしていきたいと思ひます。大勢の方のご参加を賜り、心より感謝を申し上げます。

河口湖西支部長 倉澤 鶴義

富士吉田支部役員会

十一月四日(金)、都留信用組合本店五階会議室に於いて開催。大月税務署より中山上席官、大同生命保険(株)



より杉山営業部長にご臨席賜り、総勢二十三名が出席し、会員増強、福利厚生制度推進、平成二十九年度富士吉田支部セミナー開催計画等について話し合いました。

富士吉田統括支部長 小佐野紀之

富士急グループ部会 税務研修会

十一月二十二日(火)富士急行本社に於いて開催。



大月支部会議・税務研修会

十一月二十九日(火)、大月税務署会議室に於いて開催。大月税務署より松代署長、斉藤統括官、中山上席官、福利厚生制度元請会社より三名のご出席を賜り、総勢二十五名が出席。

支部会議では、会員増強、三支部合同セミナー開催計画、法人会福利厚生制度の推進、青年部会及び女性部会からの報告等について協議。

税務研修会では、税務署中山上席官が、「改正税法」について解説。

研修会終了後は会場を移し、税務署長・統括官・上席官を交えての活発な意見交換会が行われました。

大月支部副支部長兼事務局長

堀江 俊隆



青年部会活動報告

第三十回

全国青年の集い北海道大会

平成二十八年九月八日(木)・九日(金)に、旭川市内大雪アリーナをメイン会場に全国の青年部会会員二千六百名が集い、大月法人会からは小佐野部会長以下総勢十四名が参加しました。

記念講演は、地元出身のスキージャンパー「レジェンド」葛西紀明氏が「夢は、努力でかなえる」と題して自身の半生を振り返りながら、夢は自分で掴み取るものだ」と熱弁を奮われ、いまだ現役で飛び続けるための努力に大変感銘を受けました。

青年部会忍野・山中湖支部長

三浦 信



第十五回大月法人会 少年野球大会と親子租税教室

十月二十三日(日)、山中湖中学校グラウンドを会場に、四チーム合計七十五名の児童とその保護者の総勢百名以上が参加。開会式では、相浦山中湖村教育長様、高村南都留野球協会会長様、松代大月税務署長様よりご祝辞を賜りました。

本大会は、少年野球大会と合わせて親子租税教室を行っており、試合開始前に大月税務署の中山上官より児童向けに税の使われ方など、わかり易く講話をして頂き、その講話を基に、青年部会各支部の協力を頂く中、親子一緒になつての税金〇×クイズを実施し、楽しみながら児童



や保護者の皆様方に税に対する知識と興味を持って頂くことができました。また野球大会のスタートにあたっては、松代署長、中山上官両名にて始球式を執り行い、野球大会を一層盛り上げて頂きました。野球大会の様子については、元氣なプレーはもちろんの事、スポーツを通じた挨拶と礼儀正しさがしっかりとできていることに、毎回のことながら感心させられました。

終わりに、本大会の開催に際し、大勢の皆様方のご支援と御協力を賜りましたこと、心より感謝を申し上げます。開催報告と致します。

青年部会忍野・山中湖支部長

三浦 信



第三十二回『高校生の税に関する標語』募集事業

十一月二十五日(金)、大月市民会館に於いて「高校生の税に関する標語表彰式」を開催。今回の募集は大月・都留両支部の対象高校がそれぞれ一校になった為、合同の募集開催となりました。三月から両支部でスケジュール・実施内容・受賞内容を検討し、六月には松代大月税務署長にもご同伴頂き都留高校、都留興譲館高校、両市長への協力要請の訪問を致しました。両校共に七月に全校生徒に趣旨説明の上で募集用紙を配付し、原則全生徒が作品を提出するという積極的な取組みを頂きました。

九月に集まった標語は両校合わせて約千五百作品となり、一次選考をする各支部では秀作揃いの中、選考



の大変さに嬉しい悲鳴を上げました。一次選考を通った八十作品を十月七日に女性部会の絵画コンクールと共に最終選考会を実施し、特別賞六作品、金賞から入選までの二十六作品を選考致しました。それぞれの作品は普段余り馴染みのない税制を若いなりに懸命に考えた事が窺える力作揃いでした。表彰式には松代署長、堀内都留市長、桑原税理士会大月支部長、大月市村上税務課長にご出席賜り、三十二回を数える税の標語募集事業に華を添えて頂きました。

青年部会大月支部長 三木 範之



第32回 高校生の税に関する標語入賞作品

大月税務署長賞

復興税 思いをのせて 被災地へ

都留興譲館高校 三年三組 渡邊栞楓慧

大月市長賞

税金を 知ろう生かそう 明るい未来へ

都留高校 二年四組 鎌 真衣

都留市長賞

これからは 自宅で簡単 e-tax

都留興譲館高校 三年二組 南條 巧

東京地方税理士会大月支部長賞

税金で 築こう僕らの 新未来

都留興譲館高校 三年二組 佐藤 亜海

大月法人会賞

身につけよう 税についての 正しい知識

都留高校 一年五組 保延あゆみ

青年部会長賞

税金は 未来を築く 一つの投資

都留高校 二年一組 天野 葵

金賞

考えよう 社会をつくる 大事な税金

都留高校 三年二組 関戸 祥子

この社会 あなたの税が つくる街

都留興譲館高校 一年七組 内藤 蓮

銀賞

税金は 今と未来を 継いでる

都留高校 三年五組 滝口 凌平

税金で 未来の架け橋 繋いでく

都留興譲館高校 一年二組 菊島 美羽

銅賞

向きあおう 未来を作る 税金と

都留高校 一年四組 原田 宙樹

税金を 納めて築く 日本の未来

都留興譲館高校 三年四組 坂場 南実

佳作

税を知り 税金納めて よりよい社会

都留高校 二年二組 渡辺 伊吹

納めよう そこから始まる 明るい未来

都留高校 二年五組 川崎 楓

税金は 暮らしを支える 大黒柱

都留高校 三年三組 小俣 洋

安全と 安心を守る 希望の税金

都留高校 一年二組 渡邊 望愛

税金の 秘める力は 無限大

都留高校 三年五組 中野 一貴

豊かさは 税金からの 贈り物

都留興譲館高校 一年六組 差波 真子

納税は 豊かな未来を 築く鍵

都留興譲館高校 三年五組 程原 光蘭

多忙でも いつでも申告 e-tax

都留興譲館高校 三年一組 小林 嵩弥

健康で 豊かな生活 税金で

都留興譲館高校 一年八組 舟久保 建

創ろうよ 明るい未来 納税で

都留興譲館高校 一年二組 清水 菜帆

入選

税金は あなたの未来を 支える力

都留高校 二年二組 渡辺 菜月

見つけよう 税が導く 明るい未来

都留高校 一年二組 和智 恵

税金で 暮らし豊かに ニコやかに

都留高校 一年五組 河野 帆佳

あつまれば 輝く暮らし 税金で

都留高校 一年六組 元木 壮瑠

税金を 納めてはじまる 未来予想図

都留高校 三年二組 石井 優太

安心・楽ちん・e-tax

都留興譲館高校 二年三組 谷 二千歌

家からも 申告できる e-tax

都留興譲館高校 三年一組 佐藤 妃南

俺と税 これからずっと 一緒に税

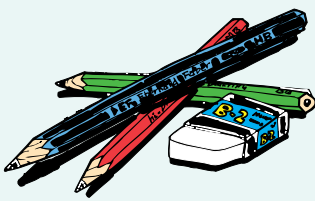
都留興譲館高校 一年二組 松下 凌也

町おこし 納税しよう ふるさとに

都留興譲館高校 三年五組 前田 梨菜

我が町を 支えて行こう 納税で

都留興譲館高校 一年一組 矢崎 ねね



県連サッカー教室

平成二十八年十月一日(土)
中銀スタジアム



年末特別研修会

平成二十八年十二月十六日(金)
富士レークホテル



第十八回 「税金絵画コンクール」

第十八回「小学生による税金絵画コンクール」は、大月市立猿橋小学校六年生五十名に出品して頂き、十月七日(金)、松代大月税務署長、小泉大月市教育長、桑原税理士会大月支部長ほかご来賓を賜り、大勢の会員参加のもと選考会を開催し、二十九点の優秀作品が選ばれました。十一月一日(火)には、表彰式を猿橋小学校に於いて行い、松代税務署長と志村女性部会長から賞状、記念品、副賞が手渡されました。優秀作品は都留



信組大月支店に展示後、十一月十五日から大月税務署ロビーに展示してあります。皆様ご覧ください。

どの作品も小学生の目線で税金に対する考えが上手に表現され、とても素晴らしいものばかりでした。租税教室を開催した女性部会にとりましても、大変遣り甲斐あるものとなりました。未来を担う小学生がより良い社会の中で過ごせるよう、国や地方公共団体は、大切な税金を上手に活用していけるよう努めて頂きたいと改めて実感いたしました。

女性部会大月支部長 内藤 定子



新入会員紹介

○有限会社新興建築設計事務所

都留市上谷六一三―三三五

代表取締役 日向 達夫

○有限会社ウエスト測量

南都留郡西桂町小沼八五八―一

代表取締役 西間庭 準



株式会社 田 村 組

代表取締役 田 村 学

〒409-0112

山梨県上野原市上野原7546番地

TEL (0554) 63-1124 FAX (0554) 63-3288

E-mail : tamura-g@uenohara. Co. Jp



ISO 9001:2008 認証取得
ISO 9001:2008/JIS Q 9001:2008



小学生の税金絵画コンクール
入賞作品



大月市長賞

小俣 彩莉



大月税務署長賞

柴崎 未彩



大月法人会長賞

丸田 玲央



税理士会大月支部長賞

小俣愛実夢



女性部会長賞

渡邊 栞那



女性部会長賞

三枝美沙季



女性部会長賞

清水 凰輝



女性部会長賞

佐藤 心音

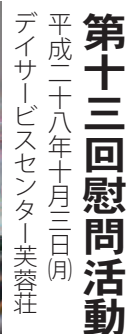
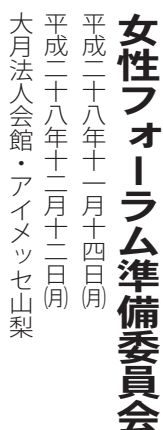
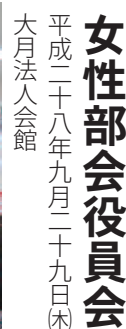
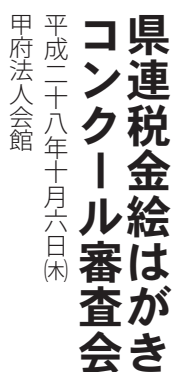


女性部会長賞

杉本 光輝

佳作

// //

[illegible][illegible]



**富士吉田・河口湖支部
税務研修会**
平成二十八年十一月二十一日(月)
鎌倉方面



都留支部税務研修会
平成二十八年十月八日(土)
葦崎方面



鹿児島大会事前PR踊り練習
平成二十八年十二月十二日(月)
アイメツセ山梨



年末調整説明会(都留支部)
平成二十八年十一月九日(水)
都留市文化ホール



平成二十八年十二月十九日(月)
都留市立禾生第一小学校



**県連税金絵はがき
コンクール表彰式**
平成二十八年十二月十四日(水)
西桂町立西桂小学校

平成29年新春講演会 賀詞交歓会のご案内

日 程 平成29年 1月18日(水) 午後3時受付開始
会 場 ハイランドリゾートホテル&スパ
講 演 会 午後3時30分～
講 師…大月税務署長 松代 孝廣氏
演 題…「税務署の仕事」
賀詞交歓会：午後5時～
会 費：5,000円



県連税金絵はがき コンクール

山梨県法人連合会 佳作
都留市立禾生第一小学校

島田 楓芽

広報封入作業

平成二十八年九月一日(木) 九名
大月法人会館



研修・税制委員会

平成二十八年九月二日(金) 十三名
大月法人会館



総務委員会

平成二十八年九月六日(火) 八名
大月法人会館



組織・厚生委員会

平成二十八年九月十二日(月) 二十八名
ホテル鐘山苑



AIG・Japan創立七十周年式典

平成二十八年十月五日(水)
談露館



関係民間団体長会

平成二十八年十月二十八日(金)
大月税務署



都留市産業祭り

平成二十八年十月三十日(月)
谷村第一小学校



広報委員会

平成二十八年十一月二日(水) 十一名
大月法人会館





新設法人説明会

平成二十八年九月十五日(木) 十名
平成二十八年十二月十四日(水) 十四名
大月法人会館



決算法人説明会

平成二十八年九月十四日(水) 二十七名
平成二十八年十一月十六日(水) 二十八名
大月法人会館



税制改正提言書提出

平成二十八年十一月十八日(金)
都留市役所



第三十二回中学生による税金弁論大会

平成二十八年十一月十一日(金)
西桂町立西桂中学校



山梨県選出国會議員へ 税制改正提言書の提出

十一月二十一日(月)、県連税制委員
四名で山梨県関係国会議員に対し、
「平成二十九年税制改正に関する
提言書」を提出。衆議院議員六氏、
参議院議員三氏の内二氏の合計八氏
に、その実現を強く要望してまいり
ました。提言内容につきましては、
当誌後頁に掲載しましたので、ご高
覧願います。

大月法人会税制委員長

外川 凱昭



国税局との意見交換会

平成二十八年十月十三日(木)
常磐ホテル



税制改正提言書提出

平成二十八年十一月二十九日(水)
大月市役所

平成二十九年の県内経済の展望

山梨中銀経営コンサルティング株式会社

昨年の県内景気を振り返りますと、横ばい圏内での推移となり、製造・非製造業ともに力強さを欠きました。製造業では、機械工業の一部に好調な動きがみられた一方、地場産業は国内需要の伸び悩みや輸入品との競争激化等を背景に、総じて厳しい状況が継続しました。非製造業では、公共、民間工事ともに低水準で推移した建設業で厳しさを訴える声が多く聞かれたほか、消費マインド改善の遅れから小売業でも売上が伸び悩みました。また、これまで好調に推移してきた観光関連産業においても、外国人観光客数に増勢鈍化がみられました。

今年の景気を展望しますと、国内景気は、企業収益の堅調さが雇用・所得環境の改善や設備投資の増加を促し、横ばい圏内から抜け出し持ち直しへ向かうことが期待されます。県内景気も、基本的には国内景気に連動して持ち直しに向かつていくものと期待されます。ただし、国内全

体と違い、オリンピック関連の恩恵に多くを期待し難いほか、国内景気を牽引する大手企業の業績改善が県内企業に波及するのタイムラグがあることから、国内と比べると、やや緩やかな動きとなることが予想されます。

項目別にみますと、個人消費は、雇用・所得環境の改善に伴い緩やかに持ち直ししていくとみられます。当面は年前半の企業業績と夏季賞与の支給動向に注目していく必要があります。

設備投資も、緩やかに持ち直していくとみられます。なお、「県内企業経営動向調査」（山梨中央銀行）の平成二十八年度下期（二十八年十月～二十九年三月）の設備投資計画においても、実施予定率や投資額に前向きな姿勢が窺われます。

生産面は、機械工業で半導体・液晶製造装置の受注・生産が好調を持続するものと見込まれます。県内企業からは「少なくとも三月まではフ

ル稼働が続き、それ以降も高水準で推移する見通し」との声が聞かれます。一方、宝飾、ワイン、ニット、織物などの地場産業においては、国内需要の伸び悩み、輸入品との競争激化などから、総じて厳しい状況が続くと見込まれます。ただし、競争力のある高級品や顧客ニーズを捉えた自社ブランド商品の開発・提供などに注力することで、需要を取り込むチャンスは広がっていくものと思われれます。

観光関連は、中国人など外国人観光客の動向が注目されます。当面は春節の予約状況が注目されますが、ドル・円、ドル・元相場の動向が大きな影響を与えると考えられます。

さて、陰陽五行によると、平成二十九年は、「丁酉（ひのと・とり）」にあたります。「丁」は、季節でいえば四月から五月にかけて、春から伸びてきた陽気がいよいよ盛んになってくる時期ですが、盛んになった陽気が少しずつ下降線をたどり始め

てくることも意味しています。また、「酉」は、果実が成長の極限に達した状態、新しい勢力が台頭してくる状態を示しています。このため、「丁酉」は、「これまで大事に進めてきた活動の成果を得るとともに、それに満足することなく新しいことに挑戦する転機の年」ということになるでしょうか。

酉年は、古来より革命の年と言われています。これに先立つ平成二十八年は、英国のEU離脱やトランプ大統領誕生など、これまでの流れを変えたい、世の中を刷新したいという機運がみられましたが、平成二十九年もこのような傾向が続くと思われます。革新の時代を力強く生き抜くためにも、「鶏口となるも牛後となる勿れ」という諺のようにリーダーシップを発揮し、「鶏群の一鶴」となれるよう自らの成長に向かつて、まい進する年にしたいものです。



大月税務署からのお知らせ

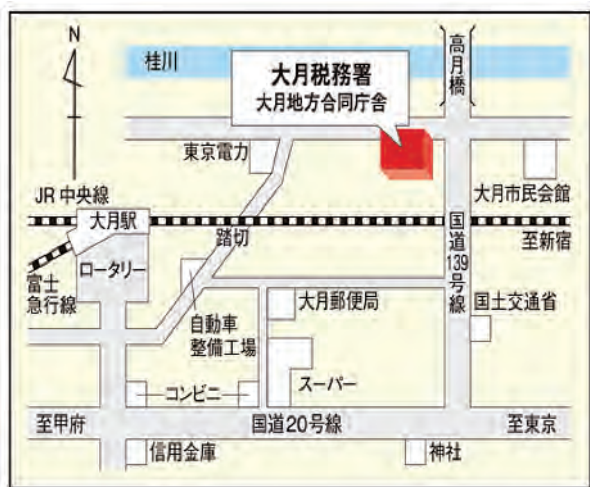
平成28年分確定申告書の提出及び納付期限

- 所得税及び復興特別所得税・贈与税 ⇒ 平成29年3月15日(水)
- 個人事業者の消費税及び地方消費税 ⇒ 平成29年3月31日(金)

※振替納税をご利用の方の引落日（なお、贈与税の振替納税・制度はありません。）
 所得税及び復興特別所得税 ⇒ 平成29年4月20日（木）
 個人事業者の消費税及び地方消費税 ⇒ 平成29年4月25日（火）

申告書作成会場の開設日程

開設期間	会 場	所 在 地	時 間
2月16日(木)～ 3月31日(金) ※土、日及び祝日を除きます。	大月税務署 3 階	大月市御太刀 2-8-10 大月地方合同庁舎	【受付】 午前8時30分から （提出は午後5時まで） 【相談】 午前9時から午後5時まで



- 上記期間以外は、税務署の申告書作成会場はありませんのでご了承ください。
- 会場開設初日及び申告書提出期限間際は、大変な混雑が予想されますのでご了承ください。
- 当署の駐車スペースに限りがございますので極力お車での来署はご遠慮ください。
（駐車の際、お待ちいただく場合があります。）
- 税務署内には、コピー機及び公衆電話はありませんのでご了承ください。

【問合せ先】大月税務署

〒401 - 8502 大月市御太刀2 - 8 - 10 TEL (0554) 22-3151 (代表)

※お電話は、自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

お知らせ

申告書や申請書等には マイナンバーの記載が必要です!!

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、

申告手続きなどには



マイナンバーの記載

+

本人確認書類の 提示又は写しの添付

が必要です

本人確認書類

◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番 号 確 認 書 類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写し、又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限ります。）などのうちいずれか1つ

+

身 元 確 認 書 類

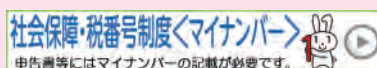
《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ

国税に関するマイナンバー制度の最新情報

国税庁ホームページのトップページ上段の

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>



をクリック

e-Tax 推進協議会からのお知らせ

申告書・決算書等は、 国税庁ホームページで作成できます！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のメリット

1 相談会場に出向く必要なし！

作成した申告書等は、e-Taxを利用して提出できます。
また、印刷して郵送等により提出することもできます。

2 いつでも利用可能！

確定申告期間中は、24時間いつでもご利用いただけます
(メンテナンス時間を除く)。

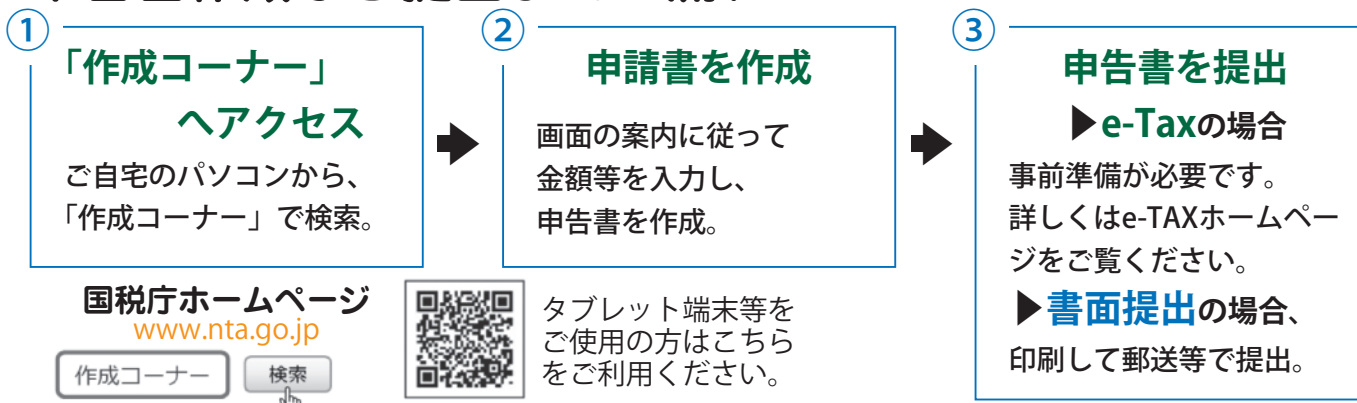
3 自動で税額を計算！

収入金額や控除金額などを入力することで、自動で税額を
計算できます。

4 前年データが利用可能！

作成した申告書等のデータを保存しておけば、翌年の申告
で利用できます。

申告書作成から提出までの流れ



◆作成コーナーの操作などに関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク **0570-01-5901** (全国一律市内通話料金)

作成コーナーの操作方法などに関するご質問

▶ 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

受付時間は、時期により延長する場合があります。お問合せに当たっては、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください(通常の通話料金となります。)。間違い電話が多くなっておりますので、くれぐれもお間違えないようご注意ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

マイナンバーカードをご利用になる場合のICカードリーダーの設定などに関するご質問

▶ 月曜日～金曜日 9:30～20:00 ▶ 土日祝日 9:30～17:30 (年末年始を除きます。)

受付時間は、変更される場合がありますので、内閣官房のホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、050-3818-1250をご利用ください(通常の通話料金となります。)

平成二十九年 度 税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

《はじめに》

我が国経済は緩やかな回復基調が続けているが、安倍晋三政権の経済政策「アベノミクス」が「曲がり角」に差しかったとの指摘がなされている。アベノミクス最大の効果といわれた円安・株高の流れに変調をきたしており、企業業績や個人消費へ悪影響を及ぼすことが懸念されているからである。

その背景にあるのは、アベノミクスの中心的役割を果たしてきた日銀による「異次元緩和」が限界にきたとの見方である。マインス金利導入というまさに異次元の金融政策に踏み込んだにもかかわらず、依然として2%の物価目標達成が不透明だからであろう。

こうした中で、デフレ脱却を目指す安倍政権がとったのは、消費税率10%への引き上げ再延期と大規模な経済対策の策定である。しかし、これらは税財政政策の重大な変更であり、国家的課題である財政健全化への悪影響が懸念される。

このままでは2020年度の基礎的財政収支黒字化という健全化目標の達成は極めて危うい。それは国民の将来不安を増幅し成長の阻害要因ともなる。ここは改めて健全化目標達成に向けて、歳出・歳入一体による強固な改革工程表を策定し、明確な道筋を示す必要がある。

アベノミクスの柱である成長戦略のさらなる強化も求められる。法人実効税率は

「20%台」が実現したが、その引き下げ効果を確実に発揮させねばならない。成長戦略の中核を担うべき規制改革では息切れが指摘されており、岩盤規制にさらに切り込む必要がある。

地域経済と雇用の担い手である中小企業には、依然としてアベノミクス効果が浸透していないとの声が多い。相乗効果が期待された地方創生との関連でも、その成果を目に見える形で示していくべきだろう。

世界経済は米国こそ拡大基調を維持しているものの、中国など新興国経済の減速に加えて英国の欧州連合（EU）離脱が現実問題となり、一段と不確実性が高まっている。こうした中で日本に必要なのは、真の経済再生に向けた不断の改革であろう。

《基本的な課題》

I、税・財政改革のあり方

国と地方を合わせた長期債務残高が国内総生産（GDP）の2倍に達した我が国財政の悪化は、先進国の中で突出している。その原因が行政サービスという「負担」の財源を借金ではなく税で賄う「負担」のアンバランスにあることは論をまたない。

その背景として指摘されてきたのは、「受益」を優先させて「負担」を先送りにしてきた財政規律の甘さである。それとはく、先進国で最速のスピードで進展する少子高齢化という構造問題への対応で目立ってきた。つまり、財政の悪化を食い止め

るには「受益」の代表的分野である増大する社会保障費を重点化・効率化によって抑制し、かつ適切な負担を確保する以外に方策はないのである。

その意味で、財政健全化と持続可能な社会保障制度の確立を目指した「社会保障と税の一体改革」は、この命題解決に向けた重要な一歩であった。しかし、安倍政権は本年6月、社会保障費の安定財源として位置付けていた消費税率10%への引き上げの再延期を表明した。

「リーマン・ショック並みのリスクがない限り、確実に引き上げる」としてきたにもかかわらず、そうしたリスクを裏付けるような説得力ある理由を全く示さないまま重大な政策変更を行ったのである。これは一体改革が綻びをみせたともいえるわけで、財政規律の緩みを懸念せずにはいられない。国民の将来不安を増幅させないためには、財政規律を引き締め直し、改めて歳出・歳入両面からの強力な改革が求められるよう。

1、財政健全化に向けて

政府の「経済財政運営と改革の基本方針2016」（以下、「骨太の方針」という）に盛り込まれた消費税率10%への引き上げ再延期は、2017年4月から2019年10月へと2年半の大幅なものとなった。これにより、我が国の財政健全化目標には狂いが生じることになった。

2020年度の基礎的財政収支（プライマリバランス＝PB）黒字化という財政健全化目標への直接的な影響は回避できようが、2018年度のPB赤字対GDP比1%程度という中間目標は、消費税引き上

げによる税収が得られないことから事実上達成できなくなった。この中間目標は昨年に追加設定されたばかりである。これでは政府目標としての重み、さらには財政健全化に取り組む政権の本気度が問われても仕方あるまい。

2020年度のPB黒字化も極めて達成が危うい。内閣府が本年7月に示した新たな「中長期の経済財政に関する試算」によると、高い成長率を想定した「経済再生ケース」でも、2020年度には5・5兆円の赤字が残る。しかし、目標実現を担保する具体的な道筋は示されておらず、依然として不確実性の高い税の自然増収に頼るようとしているのが実情である。

来年度予算編成では概算要求基準（シーリング）で引き続き歳出上限の設定を見送っている。しかも、消費税引き上げを再延期しただけでなく、大規模な経済対策の財政措置を今年度の第2次補正予算に盛り込むという。政府は赤字国債の増発は避けるとしているが、本来は主に国債償還に充てられべき前年度剰余金などが財源として予定されているのは問題である。

一方、日銀の国債保有も異次元緩和による国債の大量購入が続く、その残高がGDP比で約7割と欧米の中央銀行に比べても異常な水準に達しており、市場の受け止め方は神経質となっている。その意味でも財政健全化に明確な道筋を示し、国債の信認を確保していくことが極めて重要である。

(1)消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税

率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

(2) 2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1・6兆円（社会保障費1・5兆円、その他0・1兆円）程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳入、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

(5) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2、社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は今後10年を経ずして団塊の世代すべてが後期高齢者となるなど超高齢化社会に入る。持続可能な社会保障制度の構築

は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。

「社会保障と税の一体改革」はこの理念に基づいて策定されたが、消費税率10%への引き上げが再延期されたことで改革工程に狂いが生じた。このため、消費税1%分の収収を充てる予定だった「社会保障の充実」が焦点となっている。政府は赤字国債に頼ることなく可能な限り実施するとしているが、その財源については明確になっていない。改革の理念に照らせば充実策は延期するのが筋であり、仮に実施するならば給付面の見直しを柱に安定財源を捻出すべきである。

少子化対策を含む社会保障のあり方では「自助」「公助」だけでなく、社会全体で支え合う「共助」の役割も重要であり、これらの範囲をバランスよく見直していく必要がある。また、医療費・介護費の抑制につながるとして注目されている健康寿命の問題についても、客観的なデータ分析に基づく実効性のある取り組みが求められる。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうで

ない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3、行政改革の徹底

消費税率10%への引き上げが再延期されたが、財政健全化と社会保障の安定財源を確保するには、増税が不可欠であることは指摘するまでもない。しかし、増税が国民に痛みを求めるものであることに変わりはない。「行革の徹底」がその前提とされたのはこのためである。

そして、「行革の徹底」にはこれまでも指摘されてきたように、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より必要である。そうした観点から現状をみると、改革は遅々として進んでいないようにみえる。

例えば、衆議院の選挙制度をめぐり「1票の格差」是正を目的に定数を「0増10減」とする改正が行われたが、本来の大胆な議員定数削減には至っていない。近年、税金が含まれている政治資金にも不適切とされる支出が目立っている。国民の政治不信を払拭するためにも、政治資金規正法の見直しなどを行い、使途の適正化を図るべきで

ある。

行革を徹底するために以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求めたい。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4、消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げ延期に伴い、低所得者対策として導入予定の軽減税率制度も2年半延期されることになった。しかし、軽減税率は何と言っても事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび収収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。

したがって、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えてるので、導入の必要はない。また、低所得者対策では現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを付記しておきたい。

また、税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴

つてより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5、マイナンバー制度について

マイナンバー制度は2016年1月から運用が開始されたが、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組んでいく必要がある。制度運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。また、国民の利便性を高めるためには、e-TaxやeLTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。

今後は社会保障と税・災害対策となつて利用範囲をどこまで広げるかが大きな課題となるが広範な国民的議論が必要である。

6、今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれをもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性―などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II、経済活性化と中小企業対策

我が国経済は緩やかな回復基調を続けて

いるが、その原動力とされるアベノミクスが曲がり角にさしかかったとの見方が強くなってきた。日銀の「異次元緩和」に境界論が指摘され始めたうえ、依然として成長戦略が力強さを欠いているからである。

日銀の「異次元緩和」はアベノミクスの先導役を果たしてきた。しかし、国債の大量購入により市場の流動性が低下したり、究極の緩和策として導入したマイナス金利が想定された効果を示していない。これを市場では異次元緩和策の限界と見て、円安・株高の流れに変調をきたすことになったと言える。

肝心の成長戦略も「法人実効税率20%台」こそ実現したものの、全体的に力不足の感が否めない。「骨太の方針2016」が「成長と分配の好循環」をキーワードに打ち出した「保育士や介護士の待遇改善」や「同一労働同一賃金」は確かに重要である。しかし、これらは経済政策というより社会政策的な性格が強く、成長力を底上げしていくには、医療や農業分野などでの抜本的な規制改革が必要なのである。

真の経済再生に必要なのは、金融政策に過度に依存するのではなく、国民の実質所得、個人消費、設備投資の好循環による持続的で力強い成長サイクルをいかに構築するかである。そのためには地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長も不可欠であり、税制面をはじめとした多角的な環境整備が求められるよう。

1、法人実効税率について

法人実効税率は平成28年度29・97%、平成30年度29・74%となり、政府が目指していたドイツ並みの「20%台」への引き下げ

が前倒しで実現した。日本企業の国際競争力や外国企業の対日投資などの観点からみて大きな前進である。

ただ、OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は今の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2、中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は我が国経済の礎であり、地域経済の担い手である。グローバル化など時代や環境の変化の中で中小企業が存在感を確保し、経済社会への貢献を続けられるような税制の確立が求められる。

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成29年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1、600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもののや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

(3) 中小法人課税について、適用される中小法人の範囲(現行 資本金1億円以下)を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標(例えば、所得金額や売上高)」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

3、事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっております。欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含む

めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

① 株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80％）を100％に引き上げる。

② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

③ 対象会社規模を拡大する。

(3) 親族外への事業承継に対する措置の充実
親族外承継に対応するため、納税猶予制度の適用対象範囲の拡大や、遺留分に係る民法の特例制度が拡充されたものの、事業の円滑な承継を支援するとの観点から、所要の措置を講じる。

(4) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様である。特に類似業種比準価額方式については、比較対象となる上場株式の株価が上昇すると、それに伴い評価が上昇すること、また、配当、利益及び純資産といった比率要素のあり方によって税負担が増大する可能性があることが指摘されている。

このため、円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や比率要素のあり方を見直すことが必要である。

Ⅲ、地方のあり方

地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

地方創生戦略では、人口減少・超高齢化という直面する課題に対して、各地域の自律的、持続的社会的実現を目指している。そのためには、それぞれの地方がその特色と強みを生かすことが大事で、地元の産業や経済社会の実態に通じた民間の知恵・工夫を最大限いかすよう求めてきた。

しかし、現状ではこうした戦略が具体的に策定されているのか、また策定されたとしてもそれが実行されているのか定かではない。まずはこれらについての検証が必要であり、成功例があればそれを刺激剤に各地方が活性化を競っていくべきであろう。

ただ、ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。また、この制度は地方活性化という意味では有効だろうが、住民税は居住自治体への会費であり、地方税の原則にそぐわないとの指摘があることに留意すべきである。

異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

(2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べてラスパイレス指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ、震災復興

東日本大震災については5年間の集中復興期間を終え、本年4月から「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」に入ったが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ば

である。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また、本年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現に向けて取り組みねばならない。

さらに、今後も大規模な災害が発生すると予想されていることから、「大規模自然災害を想定した税制」の整備について検討することも必要であろう。

V、その他

1、納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2、租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

税目別の具体的意見は紙面の都合上、省略いたします。



粋膳
和DINING
濱野屋
和風食堂 酒肴
JAPANESE DINING & BEER BAR

ビジネスホテル 浜野屋
居酒屋
いりり亭
カラオケ パーティールーム
The 宴会亭

ご宴会・ご慶事・無尽会・クラス会・パーティーなど
ご予約をお受けしております。お気軽にご相談下さいませ。

濱野屋ティートラスト(有)
大月駅前 TEL 0554-22-1372 (代表)



株式会社 吉野土建

代表取締役 吉野 保美

〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津981番地

TEL 0555-72-0131(代) FAX 0555-72-2053

E-mail taichou@yoshino-con.co.jp



三浦化成工業株式会社

<http://www.miuraka.co.jp>



代表取締役社長 三浦 信
(一級射出成形技能士)

本社・工場 〒401-0512 山梨県南都留郡忍野村内野582

TEL 0555-84-2341(代) FAX 0555-84-3771

E-mail mk-miura@miuraka.co.jp

東京営業所 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3-1-6日本橋永谷ビル517

TEL 03-3231-0898 FAX 03-3231-1002



くつろぎとやすらぎの宿

山岸旅館

〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津4030-1

TEL 0555-72-2218(代) FAX 0555-72-0917

URL : <http://www.yamagisi.jp> E-mail : info@yamagisi.jp

経営者が重大疾病に
かかった時のそなえを確保

広げよう
企業保障の
大きな傘を



Jタイプ〔無配当重大疾病保障保険〕は、重大疾病による
生存リスクから企業を守ります！

ポイント 1

重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の
状態の場合、**重大疾病保険金を支払います。**

◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から
90日経過した日の翌日となります。

ポイント 2

万一の際には、**死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給
付金として支払います。**

◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加し
ますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になり
ます。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回ります。

ポイント 3

約款所定の**高度障がい状態**または**不慮の事故による身体障がい
状態**になられた場合、以後の**保険料払込は不要**となります。

※この保険には、高度障がい保険金・満期保険金・配当金はありません。

※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。

◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳
卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会されるなど加入資格を喪失された場合には、保険
料の引き上げ等のお取扱いとなる場合があります。

◎この資料の記載内容は、平成28年3月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書〔契約概要〕」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社



大同生命保険株式会社 多摩支社 甲府営業部/山梨県甲府市相生1-2-31 TEL 055-232-6411

F-27-1030(平成28年3月17日)



法人会のビジネスガード
Business Guard Series



会員企業をサポートする、AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

**法人会の
ハイパーメディカル**

(ハイパー任意労災 メディカル特約)
病氣入院費用の上乗せ補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用補償特約・
疾病入院医療保険金支払特約
等セット



地震災害の
リスクをガード

**法人会の
ハイパー任意労災**

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット



充実の福利厚生サービス※

●ハロー健康相談24 ●メンタルケアカウンセリングサービス ●セカンドオピニオンアレンジサービス

※本サービスは AIU 保険会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問合せください。

AIU損害保険株式会社

URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

甲府支店

〒400-0858

山梨県甲府市相生1-2-31 大同生命甲府ビル8階

TEL. 055-228-3341 FAX. 055-222-3146

〈受付時間〉午前9時から午後5時まで・日・祝日・年末年始を除く

この広告は保険の概要をご説明したものです。



迎春



 相談役 アイソー電子(株) 長田 富也	 相談役 堀内電気(株) 堀内 富久	 相談役 (株)山梨中央銀行吉田支店 中島 武志	 相談役 秋山土建(株) 大崎 俊浩	 相談役 (株)富士レークホテル 井出 常済	 顧問 原田 威	 顧問 滝口 哲夫
 副会長 都留信用組合 細田 幸次	 副会長 (有)山岸旅館 外川 凱昭	 会長 中央観光(株) 細谷 憲二	 相談役 東京地方税理士会大月支部 桑原 敦	 相談役 (有)大和屋薬局 奈良 紀子	 相談役 (株)榎田商店 榎田 則夫	 相談役 (株)コバヤシ工業 小林 武
 常任理事 (株)メイト 山口 照義	 専務理事 公益社団法人大月法人会 小笠原能久	 副会長 (有)こみたけ売店 小佐野昇一	 副会長 小林工業(株) 小林余し緒	 副会長 日伸総建(株) 志村美貴代	 副会長 (株)新名製作所 新名 米光	 副会長 川上建設(株) 川上洋一郎
 常任理事 (株)大森工務所 大森 剛仁	 常任理事 山 叶(株) 渡邊 吉勝	 常任理事 奥秋建設(株) 奥秋 幸治	 常任理事 (株)小林工務店 小林 歳男	 常任理事 (株)堀江製作所 堀江 俊隆	 常任理事 三栄工業(株) 鯨岡 正文	 常任理事 (株)田村組 田村 夏子
 常任理事 (株)協和生コン 倉澤 鶴義	 常任理事 富士観光開発(株) 津田 昭	 常任理事 船津観光(株) 梶原 信行	 常任理事 タカムラ建設(株) 高村 朝彦	 常任理事 秋山土建(株) 立川 正史	 常任理事 富士急行(株) 堀内光一郎	 常任理事 吉田タクシー(有) 渡邊 幸男
 理 事 濱野屋ティートラスト(有) 天野 太文	 理 事 (株)ナカヤマ 中山 愛美	 理 事 (株)みどりや 天野 喜宗	 理 事 (株)鈴木製作所 鈴木 誠一	 理 事 (株)キドハイテック 城戸 正三	 理 事 (株)トーホー 守屋 博文	 理 事 大嶺興業(株) 古家 恵次

 理 事 (株)小俣工務所 小俣 幸市	 理 事 (有)印刷エトリ 餌取 一成	 理 事 (株)共立機械 藤江 一枝	 理 事 (株)ミネルパ 越石 賢一	 理 事 (有)井上石油 井上 博之	 理 事 (株)田中屋 佐々木弘之	 理 事 甲陽産業(株) 三木 範之
 理 事 富岳物産(株) 浅沼 歌子	 理 事 (株)桑原興業 桑原 安男	 理 事 芙蓉実業(株) 山下佐一郎	 理 事 (株)マシナリー 宮下 完爾	 理 事 (有)こみたけ売店 小佐野紀之	 理 事 (株)渡辺商店 渡邊 稔	 理 事 長田産業(株) 長田 公明
 理 事 (有)フロスジャパン 柏木おさむ	 理 事 (株)湖山亭うぶや 外川三千子	 理 事 (株)吉野土建 吉野 保美	 理 事 富士水熱設備工業(株) 高村 浩明	 理 事 三浦化成工業(株) 三浦 信	 理 事 (株)大森林業所 大森 保廣	 理 事 (株)富士情報 渡辺 直企
 理事相当 (株)平井製作所 平井 勉	 理事相当 富士航空電子(株) 吉澤 武司	 理事相当 (株)尾形製作所 尾形 直	 監 事 (株)新 津 新津 好久	 監 事 (株)梶原工業所 梶原 秀博	 監 事 (株)湖山商事 湖山 泰三	 理 事 (株)コバヤシ工業 小林ゆくよ
 理事相当 新田産業(株) 村上 裕一	 理事相当 山英建設(株) 小松 英一	 理事相当 中村エンジニアリング(株) 中村 武	 理事相当 山二商事(株) 赤澤 克夫	 理事相当 (株)ユーシン 荻原 秀祥	 理事相当 (有)小林仏壇 小林 清哲	 理事相当 (株)ユーキ 小泉 裕次
 理事相当 渡秀工業(株) 渡邊 浩次	 理事相当 (有)田辺織物 田辺 丈人	 理事相当 パイロット測量設計(株) 堀内 満	 理事相当 都留信用組合 天野 一則	 理事相当 (有)小池時計店 小池 久司	 理事相当 宮川電気(株) 奥脇 芳弘	 理事相当 山崎織物(株) 山崎 泰洋
 理事相当 井出電気(株) 井出 隆	 理事相当 (株)エムティーシー 松浦 潤一	 理事相当 (株)サイコ 三浦 敬伯	 理事相当 (株)富士レークホテル 井出 泰済	 理事相当 (有)山田屋ホテル 山田 義文	 理事相当 伊東商店(株) 伊東 貴也	 理事相当 (有)吉沢製パン 吉沢 秀雄

 理事相当 山陽精工(株) 白川 敏子	 理事相当 (株)湖山商事 湖山 和子	 理事相当 ネスエンタープライズ(株) 小林 聖子	 理事相当 市川リース(株) 市川 公子	 理事相当 (株)臼井自動車 臼井佳津子	 理事相当 (株)土屋製作所 土屋きよ美	 理事相当 登り坂石油(株) 渡邊 良孝
 理事相当 タナベ電器(株) 田辺 勝子	 理事相当 (株)ツルタ 鶴田みさ子	 理事相当 (株)サナミ製作所 佐波 佳子	 理事相当 (有)山口製作所 山口 光子	 理事相当 (株)龍美建設 清水美恵子	 理事相当 (有)山口乳業 山口 輝子	 理事相当 (株)ナイトー建商 内藤 定子
	 理事相当 (有)天下茶屋 外川正知恵	 理事相当 (株)協和生コン 倉澤 光代	 理事相当 (有)山岸旅館 外川 桂子	 理事相当 エスプラン(株) 白井恵美子	 理事相当 (株)山梨重機 横打香代子	 理事相当 (有)日川時計店 日川 和子

謹賀新年

今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ
会員企業とご家族の皆様
安心をお届けしてまいります
本年も何卒よろしくお願い申し上げます

平成二十九年



西

〈引受保険会社〉 「生きる」を創る。

Aflac

アフラック 山梨支社
法人会フリーダイヤル

0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。 受付時間／9:00～17:00（土・日・祝日除く）



神社めぐり

第35回



八王子神社(旧指定村社)

鎮座地 都留市古川渡八九一
御祭神 田心姫命、湍津姫命、市杵嶋姫命、正哉吾勝勝速

日天忍穗命、天穗日命、

天津彦根命、活津彦根命、

熊野椋樟日命

例祭日 九月三日

宮司 小林 一夫

総代長 近藤 英世

境内地 二六三坪

氏子戸数 二〇〇戸

由緒沿革

養老年間(七一七年)〜七二四年の
期間)僧行基此の地に來りて、三世
一身の法を以て、姥沢阿原より水路
を得て開田を思ひつき、五男三女神
を奉斎祈願したが事終えず幾星霜を
経て、人皇第一一六代桃園天皇宝曆
九年(一七五九年)五月現在地に社
殿を造営遷宮せり。

平成六年四月、氏子百五十四戸の
総力と市当局のご協力を得て本殿の
改修、拝殿の新築等の事業を成した。



健康と美容のための身体づくり

シェイプアップと聞いて、どんなイメージが浮かびますか？ すぐにダイエットを思い浮かべた方もいらっしゃると思います。どちらも「痩せる」というイメージがありますが、シェイプアップとは、美容や健康増進のために運動や減量をして体型を整えることを意味します。一方のダイエット、こちらも目的が美容や健康増進のためというところはシェイプアップと同じですが、食事の量や種類を制限することを意味します。

今回は、健康と美容のため、食事と運動で積極的に美しく整ったカラダ作りをするシェイプアップをとりあげます。

●シェイプアップを成功させる コツ7つ

まずは、心構えから。

私たちの身体は食事や運動に代表される生活習慣に大きな影響を受けています。一気に大きく変えるのは、いくらヤル気が勝っていても無理と言うもの。少しずつ焦らず急がず、続けての努力が、一番大事です。

1. シェイプアップに成功した姿をイメージする

食脳は実際に体験したことと頭の中でイメージした事の区別が付きません。具体的なイメージを持てば脳が勘違いして、シェイプアップに積極的に取り組みます。

2. シェイプアップを楽しむ

成功したときのご褒美を考えたりして、シェイプアップすること自体を楽しみましょう。

3. 我慢や無理はほどほどに

我慢のし過ぎや無理なダイエットは禁物！

4. 失敗は成功の元

一度休んでしまっても、またそこから始めればOK！

5. 記録する

食べたものや運動量などをメモすることで、消費カロリーを把握したり、気持ちの余裕が生まれてきます。

6. シェイプアップを宣言する

仲間を見つけて一緒に取り組むと、助け合ったり励みになるなどの相乗効果も期待できます。

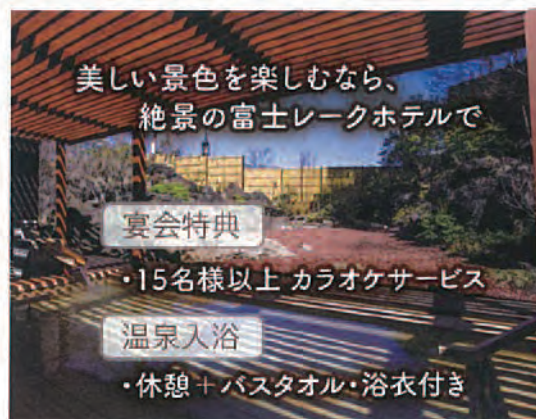
7. 達成できる目標を作る

大きすぎる目標では早々に挫折してしまう可能性が高いのですが、「1ヶ月で1kg」くらいの達成しやすい目標を持てば続けやすくなります。



2016 12/1(木) ~ 2017 3/24(金)

日帰り宴会プラン

お一人様 **5,000円** (税込 5,550円) 5名様より【冬花火開催日】
お一人様 **7,000円** ~ (税込 7,710円)

2016 12/1(木) ~ 2017 3/24(金)

ふぐ・福プラン

お一人様 1泊2食付き 4名様より西館 和洋室 **10,000円** ~
(税込 10,950円) 消費税・入湯税込

無料

5名様以上

※有料道路代金等はお客様負担とさせていただきます。

※日時・地域によっては承れない場合や手配の都合により、1時間前後の時間調整または相乗りをお願いする場合がございます。

安心・安全の送迎サービス

最寄りの場所まで送迎致します!!

西館和洋室のご利用カレンダー 各プランのご利用日の金額は下記カレンダーをご参照下さい。

December 2016 12月						
日	月	火	水	木	金	土
						1 2 3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

January 2017 1月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

February 2月						
日	月	火	水	木	金	土
						1 2 3 4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

March 3月						
日	月	火	水	木	金	土
						1 2 3 4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

【西館】

4名1室利用時、消費税・入湯税別のおひとり様の料金です。

2名様ご利用の場合 +3,000円

3名様ご利用の場合 +2,000円

● 10,000円

■ 11,000円

◆ 13,000円

✦ 14,000円

★ 15,000円

○ 冬花火

予約不可日

日本一の富士の麓 誰もが幸せになれる
ユニバーサルリゾート
SINCE 1932



富士レークホテル

お問い合わせご予約は

☎ 0555-72-2209 (代)

〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1番地 <http://www.fujilake.co.jp>

平成
28
年度

第32回 高校生の税に関する標語 優秀作品



公益社団法人 大月法人会 青年部会



復興税 思いをのせて 被災地へ

都留興譲館高校 3年 渡邊栞楓慧



税金を 知ろう生かそう 明るい未来へ

都留高校 2年 鍬 真衣



これからは 自宅で簡単 e-Tax

都留興譲館高校 3年 南條 巧



税金で 築こう僕らの 新未来

都留興譲館高校 3年 佐藤 亜海



身につけよう 税についての 正しい知識

都留高校 1年 保延あゆみ



税金は 未来を築く 一つの投資

都留高校 2年 天野 葵



考えよう 社会をつくる 大事な税金

都留高校 3年 関戸 祥子



この社会 あなたの税が つくる街

都留興譲館高校 1年 内藤 蓮



税金は 今と未来を 継いでる

都留高校 3年 滝口 凌平



税金で 未来の架け橋 繋いでく

都留興譲館高校 1年 菊島 美羽



向きあおう 未来を作る 税金と

都留高校 1年 原田 宙樹



税金を 納めて築く 日本の未来

都留興譲館高校 3年 坂場 南実

